

書式 34-1：リース契約約款

リース契約約款

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、別紙記載の物件の賃貸借及び保守に関し、このリース契約約款（以下「約款」という。）及び別冊の仕様書等（仕様書及びこれらを補足する書類をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（注文書、約款及び仕様書等を内容とする物件のリース契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

- 2 受注者は、注文書記載のリース期間中、注文書記載の物件について、発注者への賃貸及び保守を行うものとし、発注者は、その対価として標記リース料（以下「リース料」という。）を支払うものとする。
- 3 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(物件の引渡し等)

第2条 受注者は、物件を使用できる状態に調整を完了し、注文書記載の物件の納入期限までに納入するものとする。

- 2 発注者は、受注者から物件の納入を受けた場合、その日の翌日から起算して14日以内に検査を行い、当該検査に合格した場合、受注者は、速やかに発注者に当該物件を引渡さなければならない。なお、発注者は、当該物件が納入された時から引渡しのおきまで、善良な管理者の注意をもって、当該物件を保管するものとする。
- 3 前2項に規定する納入及び検査に要する一切の費用は、特に定める場合を除き、すべて受注者の負担とする。
- 4 第2項に規定する引渡しにおいて、発注者は、受注者に物件引渡完了通知書（様式1）を交付するものとする。
- 5 第2項に規定する検査において、物件の規格、仕様、品質、性能、機能、数量等に不適合、不完全、その他の契約不適合が発見された場合は、受注者は、受注者の費用負担において、発注者の指定する期日までに代替の措置、契約不適合箇所の補修等を行い、発注者の再検査を受けなければならない。なお、このためにリース料を増額することはできない。
- 6 物件の引渡し前に生じた損害は、すべて受注者の負担とする。ただし、発注者の責めに帰する理由による場合は、発注者の負担とする。

(物件の管理等)

第3条 発注者は、物件の引渡し後、これを受注者に返還するまでの間、善良な管理者の注意をもって、業務のために通常の用法に従い使用し、また、管理しなければならない。

- 2 受注者は保守にあたり、常に前項の管理についても注意を払い、異常を発見したときは直ちに発注者に助言するものとする。
- 3 受注者は、受注者が物件の所有権を有する旨の標識（以下「所有権標識」という。）を物件に貼付することができるものとし、また、発注者は、受注者から要求があった場合、物件に受注者の所有権標識を貼付するものとする。

（物件の維持）

- 第4条 受注者は、物件が常時正常に作動するよう障害発生時には保守を行うものとする。
- 2 前項の保守に要する費用はリース料に含むものとする。ただし、発注者の故意又は重大な過失により部品等の交換が必要となった場合、その実費は発注者が負担するものとする。
 - 3 受注者は、受注者の指定する第三者に保守を委託することができる。
 - 4 受注者は、前項の委託先を発注者に別途通知するものとする。

（物件の現状変更）

- 第5条 発注者は、次の各号に規定する事項について、あらかじめ書面により受注者の承諾を得なければならない。
- 一 物件に他の動産を付着させる場合、あるいは物件を他の不動産又は動産に付着させる場合
 - 二 物件の性能、機能、品質等を変更する場合、あるいは物件の改造、加工、模様替え等により、その現状を変更する場合
 - 三 物件を注文書記載の設置場所から移動する場合
- 2 前項各号に要する費用は発注者の負担とする。
 - 3 第1項第1号に規定する物件に付着した動産の所有権は、受注者が書面により発注者の所有権を認めた場合を除き、全て受注者に帰属するものとする。
 - 4 第1項第2号に規定する変更の効果については、受注者の要求があった場合、受注者に帰属させるものとする。

（物件の点検）

- 第6条 受注者又は受注者から保守を委託された者は、あらかじめ発注者の承諾を得た上で物件の設置場所に立ち入り、物件の現状、稼働及び保管状況を点検又は調査することができる。

（損害保険）

- 第7条 受注者は、注文書のリース期間中、受注者を保険金の受取人とする動産総合保

険を物件に付保するものとする。

(保険金の受取り)

第8条 物件に保険事故が発生した場合、保険金は受注者が受け取るものとする。

- 2 保険事故が発生した場合、発注者は、直ちにその旨を受注者に通知するとともに、保険金受取りに必要な一切の書類を遅滞なく受注者に交付するものとする。
- 3 発注者は、物件の事故発生により発注者が負担すべき費用について、発注者に故意又は重大な過失がある場合を除き、第1項の規定により受注者が受け取った受取保険金を限度として、その負担義務を免除されるものとする。

(第三者に対する損害)

第9条 発注者が物件の設置、保管又は使用、その他取扱いに起因して第三者に損害を与えた場合、発注者は、これに関する一切の損害賠償責任を負うものとする。発注者又は発注者の社員が損害を受けた場合も同様とする。

(物件の返還等)

- 第10条 物件の返還にあたっては、発注者及び受注者両者立会うものとし、発注者は、物件の通常の損耗並びに第5条第3項及び第4項の規定により受注者に帰属するものを除き、発注者の負担で物件を原状に回復するものとする。
- 2 物件の引渡しからその返還までに、盗難、火災、風水害、地震その他発注者及び受注者いずれの責めにもよらない理由により生じた物件の滅失、毀損その他一切の損害については、すべて発注者が負担するものとする。この場合、受注者の付保する動産総合保険で補填される額は、控除されるものとする。

(通知義務)

第11条 発注者は、次の各号に該当する場合、直ちに受注者に通知するものとする。

- 一 物件に滅失、毀損等の事故があった場合
- 二 物件に受注者の権利を侵害する事態が発生した場合、又はそのおそれがある場合

(リース料)

第12条 物件のリース料はリース開始日から起算し、その期間満了の日までについて、暦の月単位で計算するものとする。

- 2 リース期間に1ヶ月未満の端数が生じた場合、当該月のリース料は次式により算出した額とし、金額に円未満の端数が生じたときは、円未満は切り捨てるものとする。
当該月のリース料 = (月額リース料 / 当該月の暦日数) × 当該月のリース日数

(リース料の請求及び支払い)

第13条 受注者は、当該月のリース料の支払いを、翌月、発注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日の翌日から30日以内（以下「約定期間」という。）にリース料を支払わなければならない。ただし、当該月の履行状況について、発注者が履行確認を行った結果、受注者の債務不履行が確認された場合等はその事由を受注者へ通知し、請求書を返付した上で、当該月のリース料を支払わないことができる。

3 前項ただし書の場合における約定期間は、その返付があった後、受注者が改めて提出した是正後の請求書を発注者が受理した日の翌日から起算して30日以内とし、それ以降においても同様とする。

(代替品の提供)

第14条 受注者は、物件の故障が長時間にわたり、保守に日時を要して発注者の業務に支障を来す場合、発注者の請求により受注者の負担において、直ちに同等の物件を使用できるように処置するものとする。

(遅延損害金)

第15条 発注者は、受注者がリース期間において物件の賃貸及び保守に係る債務の履行を怠ったとき、又は第2条に規定する物件を納入する債務を遅滞したときは、遅延損害金を請求することができる。この場合の請求額は、契約金額から第13条第2項の規定により支払い済みのリース料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。

(異議の申立て)

第16条 受注者は、発注者の指示に著しく不相当と認められる行為があった場合、その事由を明示し、書面をもって発注者に対して異議の申立てをすることができる。

2 発注者は、前項の異議の申立てを受けた場合、それを受理した日の翌日から起算して30日以内にその異議に対する決定をし、書面をもって受注者に通知しなければならない。

(補則)

第17条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

様式1

号
令和 年 月 日

様

東日本高速道路株式会社

物件引渡完了通知書

令和 年 月 日付け「 」に基づき納入された下記物件について、
検査の結果、契約内容に適合し、引渡しを完了したことを確認します。

記

1. リース物件
2. 引渡完了日